災害等対応のための共助基本協定書

久喜市（以下「甲」という。）と株式会社ウィズウェイストジャパン（以下「乙」という。）は、双方が地域の持続的な発展を目指し、持続的な廃棄物処理事務のための応援活動、相互連携に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）
第１条　本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生、又は発生する恐れがある場合や不法投棄等により地域環境に支障を及ぼす恐れのある場合、並びにごみ処理事業を持続的に運営する際（以下「災害等」という。）に、平時からの官民連携による廃棄物処理事業は必要不可欠である。
２　前項を踏まえ、本協定は、甲が、乙の管理する施設を利用して、適正かつ円滑に地域の復旧並びに活性化に資する支援活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）
第２条　双方の応援・連携活動の内容は、次のとおりとする。
（１）　災害発生時の廃棄物の撤去、収集・運搬、処分に係る施設の提供
（２）　不法投棄等の廃棄物の撤去、収集・運搬、処分に係る施設の提供
（３）　甲の施設によるごみ処理を持続的に実施していくための施設の提供
（４）　前各号に掲げるもののほか、災害等で緊急的な要請のあった事項
（５）　前各号に掲げる活動を継続的に実施するための施設の整備・維持
（６）　前各号に掲げる活動を継続的に実施するための地域住民への普及啓発支援

（応援要請）
第３条　災害等で緊急に応援を要請する際には、次に掲げる事項を可能な範囲で明らかにし、要請するものとする。
（１）　被害の状況
（２）　応援の種類
（３）　応援の具体的な内容及び必要量
（４）　応援を希望する期間
（５）　応援場所及び応援場所への経路
（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（災害廃棄物等の収集・運搬及び処理の実施）
第４条　乙は、甲より前条の応援要請があったときは、別紙「協定に基づく支援目録」に基づく応援内容を検討し、可能な限りこれに協力するものとする。
２　乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
（１）　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
（２）　災害廃棄物等の再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（平時の連携活動）
第５条　両者は、この協定による応援が円滑に行われるよう、平常時から廃棄物処理事業を通じて以下の活動に努めるものとする。
（１）　防災担当者、環境担当者の相互情報交換
（２）　地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画その他必要な行政資料の相互交換
（３）　調達可能な物資等情報の相互交換
（４）　応援主体となりうる民間主体間の連携活動の支援
（５）　その他顔の見える関係構築に資する活動

（費用負担）
第６条　第２条の規定による応援に要した費用は、応援を要請した甲が負担することとするが、民間主体など多様な主体による応援活動が生じた場合などは、災害対応後に、都度、関係者で協議して定めることとする。
２　第４条の規定による平時の連携に要した費用は、原則として各々が負担することとする。

（その他）
第７条　この協定に定めのない事項（具体の発動条件、応援方法及び、応援受入れ対応方法等）については、協定締結後双方が継続して協議を行うこととする。

（適用）
第８条　この協定は、協定締結の日から、平常時の廃棄物処理事業の対象期間に適用するものとし、甲又は乙のいずれかから文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

この協定を証するため、この協定書を２通作成し、双方が署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年１０月１６日

埼玉県久喜市下早見８５番地の３
久喜市
市　長　梅田修一

埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目２２４番地１
株式会社ウィズウェイストジャパン
代表取締役　山田剛